介護サービス事業者
自主点検表
（平成２６年版）

特定福祉用具販売
及び
特定介護予防福祉用具販売

事業所番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〒

事業所の所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

開設法人の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

開設法人の代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

管理者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記入者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記入年月日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

青森市　H26.4.1

介護サービス事業者自主点検表の作成について

１　趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで、市では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設指導指針のうちの主眼事項着目点を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

２　実施方法

（１）　事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

（２）　複数の職員で検討のうえ点検してください。

（３）　点検結果については、実施後２年間の保管をお願いします。

（４）　「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。

（５）　介護給付費の算定及び取扱いについて、算定していない項目については、「該当なし」を○で囲ってください。

（６）　判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

（７）　この自主点検表は特定福祉用具販売の運営基準を基調に作成されていますが、指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定特定介護予防福祉用具販売についても指定特定福祉用具販売の運営基準に準じて（特定福祉用具販売を介護予防特定福祉用具販売に読み替えて）一緒に自主点検してください。

なお、太枠で囲われた部分については、指定特定介護予防福祉用具販売事業独自の運営基準等ですので、ご留意ください。当該部分については、指定特定介護予防福祉用具販売の指定を受けている事業所のみ自主点検してください。（指定特定介護予防福祉用具販売の利用者がいない場合でも、自主点検をしていただくものですが、利用者がいないために該当する項目がないなどの場合には上記（６）に従って記入してください。

「根拠法令等」の欄は、次を参照してください。

「法」	介護保険法（平成９年法律第１２３号）
「施行令」	介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）
「施行規則」	介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）
「条例」	青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２５年青森市条例第８号）
「予防条例」	青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２５年青森市条例第９号）
「逐条解釈」	青森市指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び青森市指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の逐条解釈について
「算定基準」	指定居宅サービス費に要する費用の額の算定に関する基準（平成１２年２月１０日厚生省告示第１９号）
「予防算定基準」	指定介護予防サービス費に要する費用の額の算定に関する基準（平成　１８年３月１４日厚生労働省告示第１２７号）
「利用者等告示」	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成２４年３月１３日厚生労働省告示９５号）
「基準告示」	厚生労働大臣が定める基準（平成２４年３月１３日厚生労働省告示９６号）
「施設基準」	厚生労働大臣が定める施設基準（平成２４年３月１３日厚生労働省告示第９７号）
「地域」	厚生労働大臣が定める地域（平成２４年３月１３日厚生労働省告示１２０号）
「留意事項」	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成１２年３月１日老企第３６号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
「予防留意事項」	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成１８年３月１７日老計発・老振発・老老発第 0317001 号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）
「中山間地域」	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成２１年４月１日厚生労働省告示第８３号）

介護サービス事業者自主点検表　目次

第１　基　　本　　方　　針　・・・・・・・・・・　　１

第２　人 員 に 関 す る 基 準　・・・・・・・・・・　　１

第３　設 備 に 関 す る 基 準　・・・・・・・・・・　　３

第４　運 営 に 関 す る 基 準　・・・・・・・・・・　　４

第５　変　更　の　届　出　等　・・・・・・・・・・　２０

自主点検シート（特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売）			
点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
第１　基本方針			
１　特定福祉用具販売の基本方針	指定特定福祉用具販売の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて適切な特定福祉用具（法第８条第１３項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとなっていますか。	いる　・　いない	法第 73 条第 1 項 条例第 267 条
２　特定介護予防福祉用具販売の基本方針	指定特定介護予防福祉用具販売の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具（法第８条第２３項の規定により厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具をいう。以下同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものとなっていますか。	いる　・　いない	法第 115 条の 3 第 1 項 予防条例第 256 条
第２　人員に関する基準			
１　福祉用具専門相談員の員数	①　指定特定福祉用具販売事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第４条第１項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、２以上となっていますか。 ※　福祉用具専門相談員の範囲については、介護保険法施行令第４条第１項において定めているところであるが、特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、当該特定福祉用具販売に従事させることとなる者が介護保険法施行令第４条第１項各号に規定する者であるかを確認する必要がある。 ※　「常勤換算方法」とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数（勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者１人につき、勤務延時間数に参入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数を上限とすること。）を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間につき３２時間を下限とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数である。	いる　・　いない	法第 74 条第 1 項 条例第 268 条第 1 項 逐条解釈第 3 の十ニの 1（1）

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
1　福祉用具専門相談員の員数	②　次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって当該指定に係る事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 一　指定介護予防福祉用具貸与事業者　予防条例第２４０条第１項 二　指定特定介護予防福祉用具販売事業者　予防条例第２５７条第１項 三　指定福祉用具貸与事業者　条例第２５１条第１項 ※　指定特定福祉用具販売事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で２以上とされているが、当該指定特定福祉用具販売事業者が、指定介護予防福祉用具貸与、指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と指定特定福祉用具販売事業所が一体的に運営される場合については、常勤換算方法で２以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができる。したがって、例えば、同一の事業所において、指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売及び指定介護予防福祉用具販売の４つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営に一体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で２人でもって足りるものである。		条例第 251 条第 2 項 逐条解釈第 3 の十ニの 1（1）
2　介護予防福祉用具専門相談員の員数	②　次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受け、かつ、当該指定に係る事業と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 一　福祉用具貸与事業者　条例第２５１条第１項 二　特定福祉用具販売事業者　条例第２５７条第１項 三　指定介護予防福祉用具貸与事業者　予防条例第２４０条第１項		予防条例第 240 条第 2 項
3　管理者	指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。	いる　・　いない	条例第 269 条

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
3　管理者	※　ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。 ※　指定特定福祉用具販売事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障を及ぼすおそれがない場合は、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、訪問介護員等である必要はない。 ①　当該指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員としての職務に従事する場合 ②　同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者として職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合がある。）		逐条解釈第3の十ニの1（2）
第３　設備に関する基準			
1　設備及び備品等	事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するものであるほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等が備えられていますか。 ※　必要な広さの区画については、購入申込の受付、相談等に対応するのに必要な適切なスペースを確保するものとする。 ※　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、指定特定福祉用具販売の事及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。	いる　・　いない	条例第270条第1項 逐条解釈第3の十一の2（1）～（2）
2　設備及び備品等	指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定介護予防福祉用具販売の事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、条例第２７０条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。		予防条例第259条第3項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
第４　運営に関する基準			
１　内容及び手続きの説明及び同意	指定特定福祉用具販売意の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、条例第２７７条で準用する第２５８条に規定する運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定特定福祉用具販売の提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 ※　指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対し適切な指定特定福祉用具販売を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定特定福祉用具販売事業所の運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該指定特定福祉用具販売事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定特定福祉用具販売の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定特定福祉用具販売事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。	いる　・　いない	準用（条例第 10 条） 準用（逐条解釈第３の一の３（1））
２　提供拒否の禁止	正当な理由なく指定特定福祉用具販売の提供を拒んでいませんか。 ※　指定特定福祉用具販売事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。また、利用者が特定のサービス行為以外のサービスの利用を希望することを理由にサービス提供を拒否することも禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、③その他利用申込者に対し、自ら適切な指定特定福祉用具販売を提供することが困難な場合である。	いない　・　いる	準用（条例第 11 条） 準用（逐条解釈第３の一の３（2））
３　サービス提供困難時の対応	指定特定福祉用具販売事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切な指定特定福祉用具販売を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定特定福祉用具販売事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 ※　指定特定福祉用具販売事業者は、条例第１１条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定特定福祉用具販売を提供することが困難なであると認めた場合には、条例第１２条の規定により、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定特定福祉用具販売事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じなければならないものである。	いる　・　いない	準用（条例第 12 条） 準用（逐条解釈第３の一の３（3））

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
4　受給資格等の確認	①　指定特定福祉用具販売の提供を求められた場合は、利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 ※　指定特定福祉用具販売の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供の開始に際し、利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。	いる　・　いない	準用（条例第 13 条第 1 項） 準用（逐条解釈第 3 の一の 3 (4) ①）
	②　①の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定特定福祉用具販売を提供するように努めていますか。 ※　利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、指定特定福祉用具販売事業者は、これに考慮して指定特定福祉用具販売を提供するように努めるべきことを規定したものである。	いる　・　いない	準用（条例第 13 条第 2 項） 準用（逐条解釈第 3 の一の 3 (4) ②）
5　要介護認定の申請に係る援助	①　指定特定福祉用具販売の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 ※　要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定特定福祉用具販売の利用に係る費用が保険給付の対象となりうることを踏まえ、指定特定福祉用具販売事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。	いる　・　いない	準用（条例第 14 条第 1 項） 準用（逐条解釈第 3 の一の 3 (5) ①）
	②　居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の終了する日の３０日前には行われるよう、必要な援助を行っていますか。	いる　・　いない	準用（条例第 14 条第 2 項）

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
5　要介護認定の申請に係る援助	※　要介護認定の有効期間が原則として６か月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から３０日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定特定福祉用具販売事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の終了する３０日前に行われるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。		準用（逐条解釈第3のーの3(5)②）
6　心身の状況等の把握	指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	いる　・　いない	準用（条例第 15 条）
7　居宅介護支援事業者等との連携	①　指定特定福祉用具販売を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	いる　・　いない	準用（条例第 16 条第 1 項）
	②　指定特定福祉用具販売の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	いる　・　いない	準用（条例第 16 条第 2 項）
8　居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定特定福祉用具販売を提供していますか。	いる　・　いない	準用（条例第 18 条）
9　居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 ※　指定特定福祉用具販売を法定代理受領サービスとして提供するためには当該指定特定福祉用具販売が居宅サービス計画に位置付けられている必要があることを踏まえ、指定特定福祉用具販売事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場（利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定特定福祉用具販売事業者からの当該変更の必要性の説明に対し当該利用者が同意する場合を含む。）は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないこととしたものである。	いる　・　いない	準用（条例第 19 条） 準用（逐条解釈第3のーの3（7)）

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
10　身分を証する書類の携行	従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 ※　利用者が安心して指定特定福祉用具販売の提供を受けられるよう、指定特定福祉用具販売事業者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。この証書等には、当該指定特定福祉用具販売事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うよう努めること。	いる　・　いない	準用（条例第 20 条） 準用（逐条解釈第 3 の一の 3（8））
11　サービスの提供の記録	①　指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を当該利用者に対して提供していますか。 ※　当該特定福祉用具販売の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。 また、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、条例第２７６条第２項の規定に基づき、２年間保存しなければならない。	いる　・　いない	条例第 271 条 逐条解釈第 3 の十二の 3（1）
12　販売費用の額等の受領	①　指定特定福祉用具販売を提供した際には、法第４４条第３項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額（以下「販売費用の額」という。）の支払を受けていますか。 ※　「販売費用の額」とは、法第４４条第３項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額であり、その費用には、通常の事業の実施地域において特定福祉用具販売を行う場合の交通費等が含まれることとする。	いる　・　いない	条例第 272 条第 1 項 逐条解釈第 3 の十二の 3（2）①
	②　前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けていますか。 一　通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費 二　特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用	いる　・　いない	条例第 272 条第 2 項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
12　販売費用の額等の受領	※　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供に関し、 イ　通常の事業の実地地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費 ロ　特定福祉用具の搬入に通常必要となる人数以上の従事者が必要となる場合等特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用については、前項の費用のほかに、利用者から支払を受けることができるものとし、介護保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払をうけることはみとめないこととしたものである。		逐条解釈第3の十二の3（2）②
	③　前項の費用を伴うサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	いる　・　いない	条例第272条第3項
13　保険給付の申請に必要となる書類等の交付	指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付していますか。 一　当該指定特定福祉用具販売事業所の名称 二　販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称 三　領収書 四　当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要 ※　指定特定福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、 ①　当該指定特定福祉用具販売事業所の名称、提供した特定福祉用具の種目の名称、品目の名称及び販売費用の額その他保険給付の申請のために必要と認められる事項を記載した証明書 ②　領収書 ③　当該特定福祉用具販売のパンフレットその他の当該特定福井用具の概要 を利用者に対し、交付することとされている。	いる　・　いない	条例第273条 逐条解釈第3の十二の3（3）
14　指定特定福祉用具販売の基本取扱方針	①　指定特定福祉用具販売は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに当該利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	いる　・　いない	準用（条例第255条第1項）
	②　常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を販売していますか。	いる　・　いない	準用（条例第255条第2項）

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
14　指定特定福祉用具販売の基本取扱方針	※　指定特定福祉用具販売においては、福祉用具が様々な利用者に利用されることから、その衛生と安全性に十分留意することとしたものである。		準用（逐条解釈第3の十一の3（2））
15　指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針	①　指定特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	いる　・　いない	予防条例第265条第1項
	②　自らその提供する指定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	いる　・　いない	予防条例第265条第2項
	③　指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たり、利用者が要介護状態となることなく、できる限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とすることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	いる　・　いない	予防条例第265条第3項
	④　利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。	いる　・　いない	予防条例第265条第4項
	※　予防条例第２６５条について、特に留意すべきところは、次のとおりである。 ①　指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、１人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。 ②　サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。		逐条解釈第4の三の12（1）
16　指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針	①　福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、②～⑦に掲げるところによるものとなっていますか。 ※　条例第２７４条は、指定特定福祉用具販売に係る福祉用具専門相談員の業務の方針、手続を明確にしたものであり、福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。	いる　・　いない	条例第274条第1項 逐条解釈第3の十ニの3（4）①
	②　指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応ずるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ていますか。	いる　・　いない	条例第274条第1項第1号

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
16　指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針	③　指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っていますか。	いる　・　いない	条例第 274 条第 1 項第 2 号
	④　指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を当該利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて当該利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。 ※　指定特定福祉用具販売の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものであるが、特に、腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明するものとする。なお、同号の「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特定福祉用具の製造事業者、指定特定福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。	いる　・　いない	条例第 274 条第 1 項第 3 号 逐条解釈第 3 の十ニの 3（4）②
	⑤　居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合は、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるよう必要な措置を講じていますか。 ※　居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定特定福祉用具販売の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。	いる　・　いない	条例第 274 条第 1 項第 4 号 逐条解釈第 3 の十ニの 3（4）③
	⑦　指定特定福祉用具販売事業所の従業者が前項の方針に従い、適切に指定特定福祉用具販売を提供するよう、当該従業者に対し、必要な周知、研修等を行っていますか。	いる　・　いない	条例第 274 条第 2 項
17　指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針	①　指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応ずるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得ていますか。	いる　・　いない	予防条例第 266 条第 1 項第 1 号

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
17　指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針	※　第１号及び第２号は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たって、福祉用具専門相談員が主治の医師等からの情報伝達及びサービス担当者会議等を通じ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、福祉用具を適切に選定し、個々の特定介護予防福祉用具の販売について利用者に対し、説明及び同意を得る手続きを規定したものである。		逐条解釈第４の三の 12（2）①
	②　指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	いる　・　いない	予防条例第 266 条第１項第２号
	③　指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っていますか。	いる　・　いない	予防条例第 266 条第１項第３号
	④　指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて当該利用者に実際に当該特定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。 ※　指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものである。特に、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等利用者に際しての注意事項を十分説明するものとする。なお、同号の「特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特定介護予防福祉用具の製造事業者、指定特定介護予防福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。	いる　・　いない	予防条例第 266 条第１項第４号 逐条解釈第４の三の 12（2）②
	⑤　介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じてしますか。 ※　介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置づけられる場合、主治の医師等からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、指定介護予防支援等基準第２条に規定する担当職員（以下「担当職員」という。）は、当該計画へ指定特定介護予防福祉用具販売の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、特定介護予防福祉用具の適切な選定のための助言又は情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。	いる　・　いない	予防条例第 266 条第１項第５号 逐条解釈第４の三の 12（2）③

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
18　特定福祉用具販売計画の作成	①　福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成していますか。 ※　この場合において、指定福祉用具貸与の利用があるときは、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。	いる　・　いない	条例第 275 条第 1 項
	②　特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されていますか。	いる　・　いない	条例第 275 条第 2 項
	③　福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、当該利用者の同意を得ていますか。	いる　・　いない	条例第 275 条第 3 項
	④　福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付していますか。	いる　・　いない	条例第 275 条第 4 項
	※　特定福祉用具販売計画の作成 イ　条例第２７５条第１項は、福祉用具専門相談員が利用者ごとに、特定福祉用具販売計画を作成しなければならないこととしたものである。なお、指定福祉用具貸与の利用がある場合は、指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売に係る計画は、一体的に作成すること。 ロ　福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載すること。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載すること。 なお、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿って特定福祉用具販売計画を立案すること。また、特定福祉用具販売計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。 ハ　特定福祉用具販売計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。 なお、特定福祉用具販売計画は、条例第２７６条第２項の規定に基づき、２年間保存しなければならない。		逐条解釈第 3 の十ニの 3（4）④

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
19　利用者に係る不正利得等に関する保険者市町村への通知	指定特定福祉用具販売を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者市町村に通知していますか。 一　正当な理由なしに指定特定福祉用具販売の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき 二　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき ※　偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第２２条第１項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第６４条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定特定福祉用具販売事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から保険者市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。	いる　・　いない	準用（条例第 28 条） 準用（逐条解釈第 3 の一の 3（14））
20　管理者の業務	①　指定特定福祉用具販売事業所の管理者に、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者の管理及び指定特定福祉用具販売の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わせていますか。	いる　・　いない	準用（条例第 57 条第 1 項）
	②　指定特定福祉用具販売事業所の管理者に、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者に条例第１３章第４節（運営に関する基準）を遵守させるため必要な指揮命令に関する業務を担当させていますか。	いる　・　いない	準用（条例第 57 条第 2 項）
	※　指定特定福祉用具販売事業所の管理者の業務を、指定特定福祉用具販売事業所の従業者の管理及び指定特定福祉用具販売の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者に条例第１３章第４節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うこととしたものである。		準用（逐条解釈第 3 のニの 3（4））
21　運営規程	指定特定福祉用具販売事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての運営規程を定め、これを当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者及び利用者に周知していますか。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務内容 三　営業日及び営業時間 四　指定特定福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び販売費用の額その他の費用の額	いる　・　いない	準用（条例第 258 条

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
21　運営規程	五　通常の事業の実施地域 六　その他事業の運営に関する重要事項 ※　「指定特定福祉用具販売の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものであること。「販売費用の額」としては、法第４４条第３項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額、「その他の費用の額」としては、条例２７２条第３項により徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものである。また、個々の特定福祉用具の販売費用の額等については、その額の設定の方式及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しないものであること。 ※　同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業所指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない。 ※　「通常の事業の実施地域」とは、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えて訪問入浴介護が行われることを妨げるものではないものであること。		準用（条例第 258 条） 準用（逐条解釈第 3 の十一の 3（4）） 準用（逐条解釈第 3 の一の 3（17））
22　勤務体制の確保等	①　利用者に対し適切な指定特定福祉用具販売を提供できるよう、指定特定福祉用具販売事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。	いる　・　いない	準用（条例第 109 条第 1 項）
	②　指定特定福祉用具販売事業所ごとに、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者によって指定特定福祉用具販売を提供していますか。 ※　ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	いる　・　いない	準用（条例第 109 条第 2 項） 準用（逐条解釈第 3 の六の 3(5)②）
	※　第１項及び第２項については、次の点に留意すること。 イ　指定特定福祉用具販売事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。 ロ　特定福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行うべきであるが、福祉用具に係る運搬等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものであること。		準用（逐条解釈第 3 の六の 3(5)②）

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
23　適切な研修の機会の確保	福祉用具専門相談員の資質の向上のために、特定福祉用具に関する適切な研修の機会を確保していますか。 ※　特定福祉用具の種類が多種多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められる。このため、指定特定福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員に特定福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならないこととしたものである。	いる　・　いない	準用（条例第 259 条） 準用（逐条解釈第 3 の十一の 3（5））
24　福祉用具の取扱種目	利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の特定福祉用具を取り扱うようにしていますか。	いる　・　いない	準用（条例第 260 条）
25　衛生管理等	①　福祉用具専門相談員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	いる　・　いない	準用（条例第 34 条第 1 項）
	②　指定特定福祉用具販売事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。	いる　・　いない	準用（条例第 34 条第 2 項）
	③　福祉用具専門相談員が感染源となることを予防し、また福祉用具専門相談員を感染の危険から守るため、使い捨て手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じていますか。	いる　・　いない	準用（逐条解釈第 3 の一の 3（20））
26　指示及び目録の備付け	①　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	いる　・　いない	準用（条例第 262 条第 1 項）
	②　利用者の特定福祉用具の選択に資するため、指定特定福祉用具販売事業所に、その取り扱う特定福祉用具の品名及び品名ごとの販売費用の額その他の必要事項が記載された目録等を備え付けていますか。	いる　・　いない	準用（条例第 262 条第 2 項）
27　秘密保持等	①　指定特定福祉用具販売事業所の従業者及び従業者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らしていませんか。 ※　指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員その他の従業者及び従業者であった者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。	いない　・　いる	準用（条例第 36 条第 1 項）
	②　指定特定福祉用具販売事業所の従業者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じていますか。	いる　・　いない	準用（条例第 36 条第 2 項）

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
27　秘密保持等	※　指定特定福祉用具販売事業者に対して、当該特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員の他の従業者及び過去に従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定特定福祉用具販売事業者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員その他の従業者が、従業者である間及び従業者でなくなった後において、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを決めておくなどの措置を講ずべきこととするものである。		準用（逐条解釈第3のーの3（21）②）
	③　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、当該利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ※　福祉用具専門相談員がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、指定特定福祉用具販売事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者又はその家族から包括的な同意を得ることで足りるものである。	いる　・　いない	準用（条例第36条第3項） 準用（逐条解釈第3のーの3（21）③）
	④　「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき、個人情報を適切に取り扱っていますか。 ※　「個人情報の保護に関する法律」の概要 ア　利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと イ　個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表を行うこと ウ　個人データについては、正確かつ最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ、従業者及び委託先を監督すること エ　あらかじめ、本人の同意を得なければ、第３者に個人データを提供してはならないこと オ　保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと カ　苦情の処理に努め、そのための体制を整備すること	いる　・　いない	個人情報の保護に関する法律

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
27　秘密保持等	※　「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」より 医療・介護関係事業者は、個人情報を提供してサービスを受ける患者・利用者から、その規模によらず良質かつ適切な医療・介護サービスの提供のために最善の努力を行う必要があること等から、本ガイドラインにおいては、個人情報取扱事業者としての法令上の義務を負わない医療・介護事業者にも本ガイドラインを遵守する努力を求めるものです。		業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン
28　広告	指定特定福祉用具販売事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。	いない　・　いる	準用（条例第 37 条）
29　居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 ※　居宅介護支援の公正中立性を確保するために、指定特定福祉用具販売事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。	いない　・　いる	準用（条例第 38 条） 準用（逐条解釈第 3 のーの 3（22））
30　苦情処理	①　提供した指定特定福祉用具販売に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を利用者又はその家族に周知していますか。 ※　「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講じる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。	いる　・　いない	準用（条例第 39 条第 1 項） 準用（逐条解釈第 3 のーの 3（23）①）
	②　苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。 ※　利用者及びその家族からの苦情に対し、指定特定福祉用具販売事業者が組織として迅速に対応するため、当該苦情（指定特定福祉用具販売事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、その内容等を記録することを義務付けたものである。 また、指定特定福祉用具販売事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行うべきである。 なお、条例第２７６条第２項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、２年間保存しなければならない。	いる　・　いない	準用（条例第 39 条第 2 項） 準用（逐条解釈第 3 のーの 3（23）②）

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
30　苦情処理	③　①の措置又は提供した指定特定福祉用具販売に関し、市又は保険者市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市等の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市等が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を勘案して必要な改善を行うよう努めていますか。 この場合において、市等からの求めがあったときは、指導又は助言の内容を勘案して講じた措置について報告していますか。 ※　介護保険上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民にもっとも身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生じることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定特定福祉用具販売事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを条例上、明確にしたものである。	いる　・　いない いる　・　いない	準用（条例第 39 条第 3 項） 準用（逐条解釈第 3 の一の 3（23）③）
	④　提供した指定特定福祉用具販売に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を勘案して必要な改善を行うよう努めていますか。 この場合において、国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、指導又は助言の内容を勘案して講じた措置について報告していますか。	いる　・　いない いる　・　いない	準用（条例第 39 条第 4 項）
31　地域との連携	事業の運営に当たっては、市が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めていますか。 ※　条例第４条第２項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。 なお、「市が実施する社会福祉に関する事業」とは、介護相談員の派遣のほか、広く市が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。	いる　・　いない	準用（条例第 40 条） 準用（逐条解釈第 3 の一の 3（24））
32　事故発生時の対応	①　利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は、市、保険者市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	いる　・　いない	準用（条例第 41 条第 1 項）
	②　①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	いる　・　いない	準用（条例第 41 条第 2 項）

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
32　事故発生時の対応	③　利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	いる　・　いない	準用（条例第 41 条第 3 項）
	④　利用者に対する指定特定福祉用具の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めていますか。	いる　・　いない	準用（逐条解釈第 3 のーの 3（25）①）
	⑤　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入していますか。	いる　・　いない	準用（逐条解釈第 3 のーの 3（25）②）
	⑥　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	いる　・　いない	準用（逐条解釈第 3 のーの 3（25）③）
	※　利用者が安心して指定特定福祉用具販売の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は、保険者市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。 また、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。 なお、条例第２７６条第２項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、２年間保存しなければならない。		準用（逐条解釈第 3 のーの 3（25））
33　会計の区分	指定特定福祉用具販売事業所ごとに経理を区分するとともに、指定特定福祉用具販売の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 ※　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに経理を区分するとともに、指定特定福祉用具販売の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法については、「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平成２４年３月２９日老高発０３２９第１号）、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成１３年３月２８日老振発第１８号）及び「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成１２年３月１０日老計第８号）によるものであること。	いる　・　いない	準用（条例第 42 条） 準用（逐条解釈第 3 のーの 3（26））
34　記録の整備	①　従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備していますか。	いる　・　いない	条例第 276 条第 1 項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
34　記録の整備	②　利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結に日から２年間保存していますか。 一　条例第２７５条第１項の特定福祉用具販売計画 二　条例第２７１条に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録 三　準用する条例第２８条に規定する保険者市町村への通知に係る記録 四　準用する条例第３９条第２項に規定する苦情の内容等の記録 五　準用する条例第４１条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処理についての記録	いる　・　いない	条例第 263 条第 2 項
	③　前２項の規定によるもののほか、居宅介護サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、５年間保存していますか。	いる　・　いない	条例第 263 条第 3 項
第５　変更の届出等			
１　変更の届出等	指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、または事業を再開したときは、１０日以内に、その旨を市に届け出ていますか。 ※　変更の届出が必要な事項は、次に掲げるとおりとなります。 一　事業所の名称及び所在地 二　申請者の名称及び主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 三　申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。） 四　事業所の平面図及び設備の概要 五　事業所の管理者氏名、生年月日、住所及び経歴 六　運営規程 七　役員の氏名、生年月日及び住所 ※　当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を市に届け出てください。	いる　・　いない	法第 75 条第 1 項 施行規則第 131 条第 1 項第 1 号 法第 75 条第 2 項